

横浜市いじめ防止基本方針の改定について

横浜市いじめ防止基本方針の改定原案について、市民意見募集を行った結果、多くの貴重なご意見をいただきました。

いただいたご意見の一部を改定原案に反映し、横浜市いじめ防止基本方針を改定します。

1 市民意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

平成 29 年 6 月 12 日（月）から平成 29 年 7 月 28 日（金）まで

(2) 意見提出方法

電子メール、郵送、FAX 等

(3) 資料の閲覧方法

教育委員会ホームページ、各区役所広報相談係、市民情報センター、市内市立学校、教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

2 実施結果

(1) 意見提出状況

投稿数 87 件

意見数 182 件

【投稿内訳】

■ 提出方法

メール	17 件
郵送	9 件
FAX	4 件
学校受付	47 件
その他	10 件
合計	87 件

■ 意見者

保護者	31 件
教職員	26 件
その他市民	30 件
合計	87 件

(2) 意見への対応状況

いただいたご意見 182 件を以下のとおり分類し、意見を反映しました。

取組や事業への具体的な要望事項やご意見については、今後の研修や事業・取組を進めていく上での参考にしていきます。

対応状況		件数
反映	意見を反映し、原案を修正したもの	32 件
参考	具体的な事業や取組を進める上で参考とするもの	129 件
その他	その他（基本方針についての質問等）	21 件
合計		182 件

【裏面あり】

(3) 反映した主な意見内容

●第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- ・いじめの定義がわかりにくい。【改定案P1】
- ・渦中にいると苦痛を感じられない精神状態になることがあるので、そこを補う判断をする必要がある。【改定案P1】
- ・教育委員会等の行政の組織や関わる職員の役割や心構えに関することが抜けている。【改定案P2】
- ・「子どもとして」、特にいじめに直面している児童生徒に対して、具体的に誰に相談するのか、子ども目線で例示するべき。【改定案P3】

●第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを整備する以上、利用促進も合わせて行うとよい。【改定案P6】
- ・いじめの申立窓口等で、児童生徒や保護者からいじめに関する情報を取得した際は、その情報を学校と共有していじめに対処し、その旨、児童生徒や保護者の理解を得るように努めるべき。【改定案P6】
- ・いじめの有無やその多寡を評価すべきではないことは、学校評価だけではなく教員評価の場合も同様なので、教員評価にも加えてはどうか。【改定案P8】
- ・「社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める」ということであれば、人権施策にも言及すべき。【改定案P8】

●第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を定期的開催とあるが、具体的に、「年1回」「年2回以上」など目安として入れた方がよい。【改定案P11】
- ・特に配慮が必要な児童生徒として、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」があげられているが限定的。この災害に限定せず、もっと広く定めるべき。【改定案P15】

●第4章 重大事態への対処

- ・市と利害関係を有する者ではない者を任命するには、各専門家団体に推薦を求めるべき。【改定案P17、19】
- ・いじめを行った児童生徒の保護者にも情報を提供することが再発防止になるのではないか。【改定案P19】

(4) 参考とした主な意見内容

- ・保護者の責任と啓発についての意見
- ・いじめを未然防止するための学校、環境づくりへの意見
- ・ネットにおけるいじめについての意見
- ・児童生徒指導・支援にあたっての要望
- ・教員の多忙化、負担軽減についての要望

3 意見一覧及び意見に対する考え方・対応

別紙1のとおり

4 原案最終（案）

別紙2のとおり

5 今後のスケジュール

10月 6日 教育委員会定例会
「横浜市いじめ防止基本方針」改定版 確定
記者発表、各学校へ通知

11月 情報共有推進会議（庁内周知）
広報よこはま 11月号掲載

市民意見募集結果（「横浜市いじめ防止基本方針」改定原案）

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
1	1	1	「いじめの定義」が意味不明である。「等」、「当該」、「人的関係」の指す意味が分かりにくい。誰のためにある定義なのか疑問だ。	反映	いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、「国の方針」を参照するとしていましたが、より分かりやすいよう記載します。
2	1	1	実際見えない部分でいじめが起こった場合、児童生徒本人が受けた痛みを「該当するか否か」で判断するというのは、児童生徒に寄り添っているとは思えない表現だ。 「児童生徒の感じる被害性に着目し、慎重に対応する。」としたらどうか。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。」と文章を修正しました。
3	1	1	いじめの定義について、記載された内容はもちろんのことだが、被害を受けた児童生徒の意識や感覚・感情に頼りすぎているように思う。 DV等のように、その渦中にいると苦痛を感じられない精神状態になることがあるので、そこを補う判断をするために「外部、大人や周囲から見て友人関係に見えない言動、対等な関係に見えないものも含まれる」と加えると良い。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、いじめを受けていても本人がそれを否定する可能性があることを文章に追加しました。
4	1	1	出来事が仮に軽微に見えても、情報を集約し被害児童生徒の苦痛の累積に着目して支援・指導する必要がある。 遊び、けんかを名目としたいじめに留意すること。加害児童生徒による言い訳はもちろん、被害児童生徒が「けんか」「遊び」と言ったとしても文字通りに受けとめてはならない。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、いじめを受けていても、本人がそれを否定する可能性があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する可能性があることを文章に追加しました。
5	1	1	被害児童生徒の側になんらかの問題があったとしても、それゆえに攻撃が正当化されることはない。「やられたらやり返す」ことも正当ではない。完全に等しくやり返すことなど不可能であり、軽微な行為に対して過剰に反撃するという形でいじめにつながる。 これらは加害側の典型的ないじめ正当化事由であるが、これに大人が同調していたのでは、いじめの解決は困難である。	参考	いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援等の参考とさせていただきます。
6	1	1	どんなことがいじめにあたるのか具体例を示して、啓発していく事が必要だ。	参考	いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援、啓発活動等の参考とさせていただきます。
7	1	1	「心身の苦痛を感じた＝いじめられた」この定義自体は良いと思うが、感受レベルは人それぞれで、「いじめられた」の定義がひとり歩きすることで、すぐに「いじめだと訴える！」ということが起きたときのことまでを考えるべき。	参考	いじめ防止基本方針は、法に基づき、「国の方針」を参酌して定めており、いじめの定義も、法の趣旨に沿って解釈しています。 いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援等の参考とさせていただきます。
8	1	1	いじめの定義が、子どもの主観に頼りすぎていると感じる。子どものトラブルで、一方だけが悪いと言うことは非常に少ないと思う。先に言ったもの勝ちにはならないか。客観性の欠如など、いじめ定義に決定的な欠陥があるので、誤認、冤罪が多発する可能性が問題だ。瑕疵のある法令を補う努力をしてもらいたい。	その他	いじめ防止基本方針は、法に基づき、「国の方針」を参酌して定めており、いじめの定義も、法の趣旨に沿って解釈しています。
9	1	1	基本方針の出発点となる「いじめの定義」を「いじめ防止対策推進法」からの転記にするのではなく、法を横浜市として独自に解釈した、人情味、現実味のある文章にしてもらいたい。 「いじめ」というものを「いじめられた児童生徒」を主体に論じられている時点で、「広く捉えている」とは感じられない。いじめをもっと深く広く捉えている文章にしてもらいたい。	その他	いじめ防止基本方針は、法に基づき、「国の方針」を参酌して定めており、いじめの定義も、法の趣旨に沿って解釈しています。 なお、いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、「国の方針」を参照するとしていましたが、より分かりやすいよう記載します。
10	1	2	「いじめの防止等の対策に関する基本理念」を含み、この基本方針の記述は市民にいろいろと強いてはいるが、教育委員会等、行政の組織や関わる職員等の役割や心構えに関するものが抜けているように思う。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第1章2「いじめの防止等の対策に関する基本理念」(3)に、「行政機関」の文言を追加しました。 なお、教育委員会の取組については第2章3に記載しています。また、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策については、第3章に記載しています。
11	1	2	「いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある」との記載があるが、起こりやすい環境、起こりにくい環境あると思う。その差をしっかりと議論していただきたい。学校でのいじめは閉鎖社会の病理であり、流動性のある多様な教育環境が必要だ。	参考	いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援等の参考とさせていただきます。
12	1	2	「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」との記載があるが、その通りだと感じた。そのことを意識し、家庭も学校任せではなく、保護者として指導に努めていけたらと思った。	参考	保護者には、児童生徒の成長を支えるパートナーとして、引き続きいじめ防止に向けた取組にご協力いただきたいと考えます。

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
13	1	2	学校・教員も「いじめ」だけに目を向けていけばよいというわけではなく、様々な業務があるため、いざいじめが起こってしまった際にどの程度その問題に目を向けることができるか分からない。学校の仕事の環境(人を増やすなど)を行政など外から整えていってあげることも重要だと思う。	参考	いただいたご意見は、仕事の仕方の見直しや教職員が働きやすい環境の整備等を進める上での参考とさせていただきます。
14	1	4	「学校として」には、保護者はパートナー～とあり、「保護者として」にも、同様の意味あいの内容を盛り込んでおいたほうがよいのではないかと。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文章を追加しました[第1章4 保護者として(3)]。
15	1	4	特にいじめに直面している児童・生徒に対して、具体的に誰に相談したらよいのかを子ども目線で例示しておくべき。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「周囲の人」「周囲の大人」を「学校の教職員や保護者等周囲の大人」に修正しました[保護者として(1)、子どもとして(2)]。
16	1	4	方針冒頭に「社会全体がいじめの起きない風土づくり」をうたうのであれば、これを実現すべき項目を入れるべき。差別は社会的ないじめ。「(4)子どもが安心して豊かに生活できるよう～」以降に以下を追記し、「(5) いじめ・差別を許さない風土づくりとしての人権施策の推進を市民・地域団体・事業者・関係機関と連携して進める。」と修正したらどうか。	参考	人権問題全般については、横浜市人権施策基本指針に基づき取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後の取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。
17	1	4	市民、事業者、関係機関が人権問題の一環として、いじめ・差別のない社会の実現を目指すべきことを明確にすべきと考える。 そこで、「子どもの健全育成に～」の箇所を「子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携して人権問題を解決し、いじめ・差別のない社会を目指す。」と修正してはどうか。	参考	同上(No.16と同じ)
18	1	4	「学校として」に新しく追加された「(6)教職員一人ひとりが～思いをしっかりと受け止める力の向上を図る」、「(7)～広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る」は、その通りであるが、具体的にどうやって気持ちに寄り添い、思いを受け止めるかが大事だ。 例えば、放課後等に教員が児童生徒と接する時間的な余裕を確保できるよう、無駄な書類や報告書を精査・廃止する。 保護者や地域に発信するのは良いが、本来教員の行うべき対応が制約されては何にもならない。	参考	いただいたご意見は、教職員の多忙や負担を軽減し、教職員が子どもとしっかり向き合う環境を整えていく上での参考とさせていただきます。
19	1	4	組織的取組の目指すところとして、「学校長、校長代理のリーダーシップの下、組織的に取り組む」の箇所を、「学校長、校長代理のリーダーシップの下、教職員の孤立や抱え込みを防ぎ組織的に取り組む」と修正してはどうか。	参考	いただいたご意見は、チーム力を活かした学校運営の推進における参考とさせていただきます。
20	1	4	短絡的な解決を重ねているうちに、いじめを行っている子はいつまでも救われない気持ちになり、いじめが潜行することがあるので、教職員が目指す教育的な取組を考えた。 ○教職員は、朝の健康観察をはじめ、様々な機会に、児童生徒の表情や人間関係を観察し、苦痛を受けている児童生徒がいることを察知する能力を身に付けるように努めるものとする。 ○教職員は、主体的、対話的で、全児童生徒が参加し、互いの良さを認め合える授業づくりに努める。 ○教職員は、いじめを受けている子を直ちに救うとともに、いじめを行っている子もいじめに陥った心の淵から救出しようとする、公平性と愛情をもって接し、心の問題への深い洞察をもって、児童が主体的、対話的にいじめを解消し、共に安心して学校生活を過ごせるように支援するものとする。	参考	いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援等の参考とさせていただきます。
21	1	4	「いじめ」そのものの防止というよりは、いじめ事件防止と読める。 未然に防ぐための親の啓発的な文章が加えられるべきではないかと思う。	参考	保護者等を対象とした啓発活動については第2章の冒頭に記載がありますが、いただいたご意見は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。
22	1	4	いじめは保護者にも責任がある。保護者への啓発はどうなっているのか。	参考	保護者には、児童生徒の成長を支えるパートナーとして、引き続きいじめ防止に向けた取組にご協力いただきたいと思います。 保護者等を対象とした啓発活動については第2章の冒頭に記載がありますが、いただいたご意見は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。
23	1	4	法第4条(児童等はいじめを行ってはならないこと)、法第9条第1項(保護者に子の教育について責任があること)、法第9条第3項(保護者はいじめ防止等のための措置に協力するよう努めること)の内容をしっかりと伝えてほしい。	参考	いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援、保護者等への啓発活動の参考とさせていただきます。
24	1	4	「子どもとして」の取組を記載した部分は評価する。この方針の中には記載することは難しいとは思いますが、資料として、取組例を入れることも検討してほしい。	参考	いただいたご意見は、今後の研修資料作成等の参考とさせていただきます。

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
25	1	4	「子どもとして」の部分の内容が薄すぎる。いじめをする子どもは、想像力が欠如していることに他ならないため、いじめをした結果がどうなるのか、という想像力の醸成に取り組むべき。さらに、「いじめは犯罪である」という事を強く意識させる必要がある。	参考	いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援等の参考とさせていただきます。
26	1	4	「保護者として」の項にある「周囲の大人に働きかける」「協働して取り組む」「連絡する」等や、「子どもとして」の項にある「いじめのない風土づくりに努める」等、義務付けていると受け取られる文言があるが、このような拘束力のある内容を明記することに問題を感じる。 いじめをなくしていくために保護者や子どもたちが出来ることは、基本的には彼ら自身が考えていくべきことであり、とりわけ保護者には自由で豊かな発想の中での対策を考えてもらうべきなので、文言を修正すべき。	その他	法第9条では、保護者の責務として、いじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものと規定されています。 保護者や子どもを含めた社会全体でいじめの起きない風土づくりに努める必要があると考えます。
27	2	2	いじめ問題専門委員会を、教育委員会の附属ではなく、独立した機関として常設すべき。	その他	いじめ問題専門委員会は、法第14条第3項にある教育委員会の附属機関として設置しています。
28	2	3	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの体制を整備する以上、利用促進も併せて行うのがよいと思う。特に個々の教職員にこれらの利用を促すことは、教職員の孤立を防ぐ上で有効と考える。そこで、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制を整備し利用を促す。」と修正してはどうか。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「体制を整備する」を「体制を整備し、利用を促す」と修正しました[第2章3(1)オ]。
29	2	3	情報提供側は守秘義務を知らぬまま、専門職・窓口において話をすれば学校に伝わると理解している場合がある。 また、情報共有は情報提供者が明らかになることを直ちに意味するものではなく説得に応ずる場合も十分考えられ、了承が得られなくとも法第23条第1項により情報提供が許容される余地がある。 そこで、「また、スクールソーシャルワーカーが対応する～連携を強化する。」以降に以下を追記すべき。 (原案の記述に続けて)なお、各専門職や窓口において児童生徒や保護者からいじめに関する情報を聴取した際には、その情報を学校と共有していじめに対処するものとし、その旨児童生徒・保護者の理解を得よう努め、守秘義務を理由に安易に情報を秘匿しないようにする。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、学校と共有していじめに対処できるよう、児童生徒・保護者の同意を得ることに努める旨の文章を追加しました[第2章3(1)オ]。
30	2	3	学校評価におけるいじめの問題を取り扱う視点・位置付けが分かりにくい。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文章を二つに分けました[第2章3(3)ア(ア)]。
31	2	3	いじめの有無やその多寡を評価すべきではないことは学校評価だけではなく教員評価の場合も同様なので、教員評価にも加えてはどうか。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文言を追加しました。
32	2	3	スクールカウンセラーと教員との連携・協力体制が最も大切であり、子どもに寄り添うことのできるスクールカウンセラーの配置が必要だ。 教員の資質向上と有能な人材の登用が必要。 いじめが起きてからではなく、いじめを理解し防止の観点から教職員一丸となって、学校を活性化させる必要がある。子どもの心に響く教育を実践していかなくてはならない。	参考	いただいたご意見は、相談体制の整備やチーム力を活かした学校運営の推進の取組等を行うにあたっての参考とさせていただきます。
33	2	3	小学校にも週1回はスクールカウンセラーにいてもらいたい。さらに教職員と連携して、いじめの解消に当たってほしい。	参考	いただいたご意見は、相談体制の整備にあたっての参考とさせていただきます。
34	2	3	方面別事務所をはじめ、警察・区役所・児相等の関係機関との連携の記載は評価できるが、現実には直面した場合のSSW等への相談や関係機関等へのつなぎのサポートは何かの形で具体的に明記してほしい。	参考	いただいたご意見は、相談体制の整備や利用促進に向けた取組等を行うにあたっての参考とさせていただきます。
35	2	3	問題が発生した時、子ども又は保護者が様々な機関に相談した場合、担当機関が異なるなどたらいまわしになることが懸念されるが、指示系統などは明示した方が分かりやすいと思う。	参考	同上(No.34と同じ)
36	2	3	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに相談してもあまり役に立たないという感想を他の保護者から聞く。学校で会った方は素人のように感じた。いじめ防止の役割を果せるのか不安を感じる。	参考	信頼いただけるよう、人材育成にしっかりと取り組んでいきます。

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
37	2	3	弁護士は「(1)いじめの防止・早期発見に関すること」ではなく、「(2)いじめの対応に関すること」の項目で登場するのではないかと。弁護士はいじめの被害者のために派遣されるのだと思う。	参考	第2章3(2)「いじめの対応に関すること」ア(カ)に記載の通り、学校だけでは解決が困難な事案に対して、早い段階で弁護士・心理士等の専門家のアドバイスを受けられる体制を整えていきます。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
38	2	3	保護者が直接いじめについて無料で相談できる弁護士を確保してほしい。	参考	いただいたご意見は、今後の相談体制の整備の参考とさせていただきます。
39	2	3	カウンセラー、ソーシャルワーカー、弁護士、関係機関との連携について、いじめと判明してからの相談報告は当然であるが、情報段階での相談を積極的に行ってほしい。 警察では、いじめ事案への必要な対応を的確に行うため、早期把握に努めていく必要があり、学校が認知したいじめ事案について適時・適切に連絡を受けることが必要不可欠である。 いじめと判断する前の情報についても共有すべきである。	参考	いただいたご意見は、警察との連携についての参考とさせていただきます。
40	2	3	警察への通報・相談による対応の記載があるが、いじめの重大事態の定義を見ると、大半は犯罪があると思料される。警察も少年法や児童福祉法に沿った対応をしてくれると思うので、警察をしっかり使ってほしい。	参考	同上(No.39と同じ)
41	2	3	いじめを受けている子は学校、親にも言えないことも多いと思うので、学校、家庭以外に相談できる第三者機関を設け、誰かに相談できる環境を作った方がよい。	参考	いじめ110番などの相談窓口について、周知徹底を図っていきます。
42	2	3	「いじめ」は定義がとても難しい問題。スクールカウンセラーや相談窓口もあるが、こんな事で電話、相談してもよいのか等、敷居がまだ高いと思うので、もっと気軽に相談できると良い。	参考	同上(No.41と同じ)
43	2	3	インターネットについての啓発や取組について、高学年のメールやラインのやりとり、低中学年のDSやスマホを使用するのYouTubeやインターネットの使い方について、授業や学活等で取り組めたらと思う。事例を挙げて取り組めるとよいと思う。	参考	いただいたご意見は、今後の情報モラル教育の推進の取組の参考とさせていただきます。
44	2	3	SNSでのいじめについて、子どもと親向けにより周知を図ってほしい。怖さを知らないままラインを気軽に利用し、悪口や平気で人を気づつけている例を耳にする。	参考	インターネット上のいじめについて、周知徹底を図っていきます。
45	2	3	児童生徒が自主的に考え、議論する活動への支援は重要だが、その支援が多種多様な業務や役割のある学校の現場では、いじめ防止以外の他の活動と具体的にどのようなバランスで行われるべきなのか、多くの問題があると思う。	参考	いただいたご意見は、教職員の多忙や負担を軽減し、教職員が子どもとしっかり向き合う環境を整えていく上での参考とさせていただきます。
46	2	3	教員は現在でも忙しく多岐にわたる業務内容であり、更に能力を高めることを要求し、研修を実施するというのは、現実味が薄いように思える。 1人の教職員の能力を問うよりも、少人数教室・教科担任制など、多くの教職員の目が、児童生徒に注がれるような教育体制の構築を求める。	参考	同上(No.45と同じ)
47	2	3	いじめが発生した際に児童生徒が教職員に期待するのは、いじめの解決もさることながら、それと同等以上に児童生徒に寄り添った支援指導であると思われるので、これも評価の視点に加えてはどうか。	参考	いただいたご意見は、今後の学校評価・教員評価の参考とさせていただきます。
48	2	3	個々の教員が問題を抱え込まなくてすむようにすることは、学校評価に含まれるべき。	参考	同上(No.47と同じ)
49	2	3	情報共有については、市教委において利便性安全性の高いシステムを構築し、各学校の利用に供するのがよいと思う。 そこで、「いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、情報共有システムや事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図る」と修正したらどうか。	参考	いただいたご意見は、今後の事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
50	2	3	教育現場に携わる先生方や保護者でどのようにいじめが解消したかを共有すべき。いじめの兆候があったら、教師や保護者やその他の関わる人が、問題解決のエキスパートになるべき。 防止することを目的とするから、隠ぺいが横行する。どのように問題解決したかをもっと共有し、問題解決に至った案件を評価の対象にすべき。	参考	同上(No.49と同じ)
51	2	3	いじめはあってもおかしくないと思うが、問題は危険度の捉え方である。 いじめの度合いを数値化して教職員内での対策方法を共有、統一してはどうか。	参考	同上(No.49と同じ)
52	全体		教育委員会の取組全体の根本的な問題だが、いじめ問題を解決していくためには、学校現場で子どもに直接、接している教員が、子どものわずかな変化を見逃さない状態に近づけることが市教育委員会の責務である。教員の時間外勤務を削減して子どもとゆっくり向き合い、子どもの変化に気づいて直ちに対処できる勤務状態にすることこそが求められているのに、基本方針はその対策が欠落している。 1 市の予算配当を伴う小3から中3までの少人数学級実施 2 横浜版学習指導要領よりもさらに多い余剰授業時数を確保して教育課程を編成している学校に対して、その必要はない旨の通知を发出する。 3 小学校における重点研究の廃止を含めた抜本的削減の検討。小学校1年生からの英語授業の廃止を含めた検討。 4 中学校における部活動の休止日を学校任せではなく、市教育委員会として平日1日以上、土日どちらか1日の休止など指定する。 5 目新しい装いを施した改革やイベントの提案は、全て中止する。 第2章3 教育委員会の取組に「(4)教職員が子どもと向き合える時間を確保するために」の項を設けて、上記の内容の趣旨を生かした記述を求める。	参考	学校運営改善の支援については、第2章3(3)に記載しています。 いただいたご意見は、教職員の多忙や負担を軽減し、教職員が子どもとしっかり向き合う環境を整えていく上での参考とさせていただきます。
53	2	3	方針を決めただけで終わりにせず、これを実現するには年間計画の策定が有益と考える。 (「3 教育委員会の取組」に新たに項を起こす) (4)いじめ防止年間計画 教育委員会は、毎年度いじめ防止年間計画を作成し、上記の項目につき当該年度においてどのように具体的に取り組むかを定める。	参考	PDCAサイクルについては、第2章5に記載しており、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
54	2	3	いじめ問題に対する各学校及び教員の取組を評価すること自体が、客観性・正当性を欠くものとならざるを得ない。問題を明らかにする判断、組織的な取組についても、評価が難しい。学校評価、教員評価の項目が存在すること自体が各学校と教員を萎縮させていく。 「2章3(3)ア 学校評価、教員評価の留意点」の全文を削除すべきである。	その他	学校評価、教員評価において、児童生徒や学校に関わる課題を組織的に共有し取り組んでいるかという視点は重要と考えます。
55	2	4	子どものいじめを防止するために「社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める」ということであれば、人権施策にも言及すべきだと思う。「市長部局は、教育委員会と連携して、いじめの防止及び解決、人権施策の推進に取り組む。」と修正してはどうか。 また、「4 市長部局の取組」に新たに項を起こし、以下の文章を追加すべき。 (4)「横浜市人権施策基本指針」に基づき、市民・地域団体・事業者と連携し、人権施策の推進に取り組む。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文章を修正しました。
56	2	4	市長部局の取組として、「区役所の「子ども、家庭支援相談」等の相談窓口を活用し、横浜市全体で子どもを守り育てて行く体制があることを紹介する。」とあるが、相談に来た人に体制を紹介して何をするのか。書いてあることがよく分からない。	反映	当該箇所は、「保護者にも様々な機会を通じて、子育てや教育に関する相談窓口が複数あることなど、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介していく」という再発防止策[再発防止検討委員会報告書:15頁]を受けて改定原案において追加した箇所です。 いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文章を修正しました。
57	2	4	地域で行っている「各種懇談会等」が何を指すのか分かりにくい。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文言を修正しました。
58	2	4	区役所が「地域で行っている各種懇談会」で学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを行えるとは思えない。学校の課題解決の主体は学校であり、区役所は学校と地域をつなぐ役割であると考えます。	参考	いただいたご意見は、今後の事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。
59	2	4	「まち懇」等地域の懇談会で話を聞くと、アンケート結果を示され、いじめがないことの報告で終わってしまうことが多い。具体的な話し合いをしたい。	参考	同上(No.58と同じ)

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
60	3	1	<p>学校いじめ防止基本方針、いじめ防止年間計画の作成例を挙げると、作成に際しての学校の負担軽減となると思われる。 学校が実際に学校いじめ防止基本方針を作成しやすいよう、内容や配列を変更したらどうか。</p> <p>ア 学校・地域の実情を踏まえた、いじめ防止等に向けての基本理念(いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを含む) イ 学校いじめ防止対策委員会の組織と運営、活動内容 ウ 具体的な指導内容のプログラム(学校いじめ防止プログラム)の策定 エ 校内研修計画 オ 児童生徒指導体制といじめ防止等との連携 カ 教育相談体制といじめ防止等との連携 キ 学校いじめ防止基本方針のチェック(PDCA サイクル) ク いじめ相談窓口</p>	反映	<p>いただいたご意見の趣旨を踏まえ、内容を整理し、「いじめ防止等に向けての基本理念」と「学校いじめ防止対策委員会の組織と運営、活動内容」の項目を追加しました。</p> <p>なお、学校いじめ防止基本方針は、各学校が自ら考えて話し合い、作ることが重要であり、また、既に各学校ごとに様々な形の学校いじめ防止基本方針を作成し、運用していることから、あまり詳細に示すことは適切ではないと考えます。</p>
61	3	1	<p>学校いじめ防止基本方針について、年度の開始時に2年生以上の保護者に説明する機会がない。「年度のはじめに」とすれば、学校説明会で話ができる。</p>	反映	<p>いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文言を修正しました。</p>
62	3	1	<p>年度ごとに変更が予定されている内容は、基本方針ではなく年間計画に入れた方がよいと思う。こうした内容についてまで地域住民や関係機関の参画を要するものとする、時間的に苦しいと思われる。 (「(3)その他」に新たな項を起す) エ 学校はいじめ防止年間計画を作成し、上記(2)の内容を当該年度においてどのように具体的に実現するかを定める。 学校は、いじめ防止年間計画を、児童生徒・保護者に説明すると共に、原則として学校のホームページにて公表する。</p> <p>年間計画を基本方針に入れなかった場合、 「ア 学校いじめ防止年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割 イ 学校いじめ防止年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割」と修正すべき。</p>	参考	<p>学校いじめ防止基本方針に年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画を盛り込むことで、より実効性が高まると考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
63	3	1	<p>学校いじめ基本方針策定に、検討段階から保護者を含むいろいろな関係者が参画すること、児童生徒の意見も聞かれることは本当に素晴らしいと思う。 公開される方針は、難解な文章ではなく、是非、現実的、具体的、人情味あるものであることを切望する。</p>	参考	<p>いただいたご意見は、今後の事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。</p>
64	3	2	<p>「学校いじめ防止対策委員会を常設し、定期的を開催する」の意味は、学校運営組織に位置づけ、月1回必ず特設して開催するというようなことなのか、注釈がほしい。</p>	反映	<p>いただいたご意見の趣旨を踏まえ、目安(月1回以上)の記載を追加しました。</p>
65	3	2	<p>「学校いじめ防止対策委員会」を定期的で開催とあるが、具体的に、例えば「年1回」「年2回以上」など目安として入れた方がよい。</p>	反映	<p>同上(No.64と同じ)</p>
66	3	2	<p>新たな対策委員会設置を提案しているが、多忙化を進めるだけ。今ある組織を活用すべき。</p>	その他	<p>現行基本方針は、既にある児童部会等の組織の中で、いじめの問題を扱うこともできるとしていますが、いじめへの対処とその後のフォローを確実にするため、「学校いじめ防止対策委員会」で組織的に情報共有、方針決定を行い、記録を残すことが重要と考えます。</p>
67	3	2	<p>「学校いじめ防止対策委員会」の構成メンバーは誰が決め、どのようなメンバーなのか。</p>	その他	<p>主に校長、副校長、専任教諭、学年主任、養護教諭等がメンバーになっており、学校の実情に応じて、学校長が構成メンバーを決定します。</p>
68	3	2	<p>学校いじめ防止対策委員会は、内部の組織で実態が見えない。保護者や地域、自治会をメンバーに加えるなどして第三者性を確保した方がよいのではないか。</p>	その他	<p>学校いじめ防止対策委員会は、児童生徒の個々の課題に関わりながら、いじめの具体的事実の確認や児童生徒及び保護者への支援・指導などに取り組むため、校内組織の一つとして設置・運営することが適切と考えます。</p> <p>保護者や地域の方々等には、「学校運営協議会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、学校と地域との懇談会等を通じて、ご意見をいただければと考えます[第3章(6)]。</p>

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
69	3	2	学校いじめ防止対策委員会には、保護者や地域の人、学識経験者などは入らないのか。	その他	同上(No.68と同じ)
70	3	2	「学校いじめ防止対策委員会」の構成メンバーが、教職員のみなのが気になる。 学校運営協議会のように、いろいろな方々が参画することが望ましいのではないかと。委員会の下部組織としてでもよいので常設組織として保護者の参加を求める。	その他	同上(No.68と同じ)
71	3	2	学校の会議が内部だけで行われたら、何も変わらない。	その他	同上(No.68と同じ)
72	3	2	「いじめを察知した場合にアンケート調査」とあり、これも重要なことだが、察知できない場合もあるので、早期発見するために定期的なアンケート調査も必要だ。	参考	定期的なアンケート調査については、第3章3(2)早期発見に記載しています。 いただいたご意見は、今後の事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。
73	3	2	「必要に応じて、～外部専門家の参加を求めることもできる。」とあり、これも重要なことだが、「必要に応じて～できる。」では遅い場合もある。 既に学校に定期的に入出入りしているカウンセラーの常駐もしくは来校回数を増やすなどし、既存のものをさらに充実させることで、まずは教職員の負担を減らすことが何より大切と考える。	参考	いただいたご意見は、チーム力を活かした学校運営を推進する上での参考とさせていただきます。
74	3	2	いじめに気付いた学校(教職員)と保護者が、情報を共有できる関係性を築けるようにしていけたらいいと思う。	参考	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
75	3	3	「子どもの社会的スキル横浜プログラム」とは何か分からない。注釈が欲しい。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、注釈を加えました。
76	3	3	いじめの疑い(兆候)の段階から支援指導が必要となるので、「いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめやその兆候を積極的に認知することが必要である。」と修正したらどうか。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文言を追加しました。
77	3	3	SOS発信には多大な勇気が必要であり、いじめられている児童生徒がアンケートで「いじめられている」と回答できるとは限らない。 一方、勇気を出してSOS発信したのにこれに回答しなかった場合には、児童生徒は教職員を信用しなくなり、以後教職員に心を開かなくなる可能性がある。 そこで、「教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること～を理解する。」に続けて、「児童生徒がアンケートで「いじめられている」旨の回答をしなかったとしても、これをもっていじめはないものと判断すべきではない。児童生徒がアンケートで「いじめられている」「いじめを見た」等回答したときには、個別面談を行うなどして必ずこれに対応する。」を追加したらどうか。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、いじめを受けていても、アンケートで「いじめられている」旨の回答をしない場合もあることに留意する旨の文章を追加しました。
78	3	3	いじめの疑いがあった段階で情報共有や組織的対応を行うとしないと、個々の教職員が独断でいじめの事実はないものと判断し、その結果としていじめの隠蔽が生じてしまう可能性がある。 また、いじめの疑いがあった段階で、既にいじめ被害は存在・深刻化している可能性があるため、この段階で支援指導を行わないと、結果として指導の放棄となってしまう可能性がある。 そこで、「(3) いじめに対する措置」について、 「いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援指導が必要である。」に加え、「各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る可能性のある情報を適切に記録しておく必要がある。」と修正したらどうか。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援指導が必要である旨を追加しました。
79	3	3	「特に配慮が必要な児童生徒」の項について 東日本大震災により～ のくだりが限定的すぎる。この災害に限定せずもっと広く定めるべきである。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文言を修正しました。
80	3	3	特に配慮が必要な児童生徒として「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」があげられている。今回、大きく、報道されたこともあり趣旨は理解するが、東日本大震災だけを特別扱いする必要があるのか。	反映	同上(No.79と同じ)
81	3	3	「特に配慮が必要な児童生徒」というのは第1章2-(1)・(2)に矛盾しないか。その他特に配慮が必要な児童生徒として、転入生、過去に加害者となった又は被害者となった児童生徒なども加えるべきではないか。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、いじめはどの子どもにも起こり得る可能性があることを文章に加えました。

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
82	3	3	「外国人」という言葉があるが、横浜では「外国籍」という言葉を使っているのでは。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文言を修正しました。
83	3	3	相手が傷つくと気付かず発言してしまったり、相手を怒らせて後悔したりするので、基本方針はととても大切だと思うが、「道徳」の授業の在り方にも期待したい。	参考	豊かな心の育成のため、道徳の授業を活用していきます。
84	3	3	学校で友達同士スマホを持っていないと仲間外れになり、仕方なくスマホを持たせた話を聞く。年々児童生徒のスマホトラブルが増えている。学校ではスマホ使用の学習もしているが、教師がトラブルの引き金を引かないようにしてほしい。	参考	いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援等の参考とさせていただきます。
85	3	3	いじめにおいて一番の問題は、兆候の把握ができていない、又はせつかくの兆候があっても、いじめとの関係を見逃し、又は無視している可能性が随所にかがわれることだ。問題は、日常の情報からいかに「いじめ」を発見するかという事だと考える。 情報の共有といじめの発見方法として、「学校いじめ防止対策委員会」への定期的な報告のみではなく、家族などから寄せられる変化等、定期的に又は事案により臨時に報告すべき。 また、学校の教職員が把握した情報については、毎日報告を行うべき。全て報告するようにすれば判断に誤る事は少ない。 現在の教職員のみ判断では、今までと同じ判断になる。学校内での情報共有時点で、学校単位でも第三者の協力を得ることが重要だ。	参考	同上(No.84と同じ)
86	3	3	学校におけるいじめ防止等に関する取組について、もっと踏み込んだ、具体的な施策を記載すべき。 1週間に1度グループワークで「いじめとは何なのか」を考えさせるなど、横浜市の教育の必須講義を設けて運用していくべき。	参考	同上(No.84と同じ)
87	3	3	教職員は、朝の健康観察をはじめ、様々な機会に、児童生徒の表情や人間関係を観察し、苦痛を受けている児童生徒がいることを察知する能力を身につけるように努めるものとする。 教職員は、主体的、対話的で、全児童生徒が参加し、互いの良さを認め合える授業づくりに努める。 教職員は、いじめを受けている子を直ちに救うとともに、いじめを行っている子もいじめに陥った心の淵から救出しようとする、公平性と愛情をもって接し、心の問題への深い洞察をもって、児童生徒が主体的、対話的にいじめを解消し、共に安心して学校生活を過ごせるように支援するものとする。	参考	同上(No.84と同じ)
88	3	3	いじめ防止に必要なのは、人権教育。道徳教育には限界がある。いじめは人権侵害だと教えてほしい。校内で行われる暴力や恐喝に対し、犯罪行為であるという認識がなさすぎる。	参考	同上(No.84と同じ)
89	3	3	子どもたちにいじめの何がいけないか、被害を受ける子だけでなく、加害者も傷つくこともあると教えてほしい。	参考	同上(No.84と同じ)
90	3	3	いじめについての授業を取り入れてみては。特に、人の気持ちになって考えることを学ばないと加害者になってもいじめているという意識が低いのでは。	参考	同上(No.84と同じ)
91	3	3	いじめの事実の存否に争いがある場合には、学校いじめ防止対策委員会においていじめの事実の存否の判断を行うものとする。 加害児童生徒がいじめの事実を否定したとしても、学校いじめ防止対策委員会においていじめの事実があったと確信できる場合にはいじめがあったものとして加害児童生徒を指導してよく、確信に至らない場合もその心象の程度に応じた指導は行うべきである。 一方、被害児童生徒の支援については、仮にいじめの事実の確認が困難であったとしても、いじめの疑いが否定できない以上は、いじめがあったものとしてこれを行うべきである。この場合、教職員間で適宜役割分担することも検討する。	参考	同上(No.84と同じ)
92	3	3	「加害者」についての視点として、いじめ解決の指導においては、いじめを行ってきた児童生徒が、いじめた相手児童生徒の心の痛みと、その行為に陥っていた自らの心に真摯に向き合い、心情を交流させ、自ら考え、自ら決意して行為から抜け出せるように、主体的、対話的で深い学びとなるように指導することが大切である。 一方、いじめを受けていた児童生徒も、行為を行ってきた児童生徒の心情に向き合い、自らは気づかなかつたが、自分の行為が、相手に苦痛を与えていた場合には、相手児童生徒と心を交流させ、自分の日常の生き方を振り返り、自ら考え、成長できるように指導することが望ましい。 なお、いじめを受けていた児童生徒の行為がいじめの動機となっていたとしても、相手に苦痛を与えるいじめ行為を全く合理化するものでないことは一貫して理解させる必要がある。	参考	同上(No.84と同じ)

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
93	3	3	いじめの解消について、「加害児童生徒への教育」という視点から、以下二点を追加してはどうか。 ○ いじめを行ってきた児童生徒、いじめを受けてきた児童生徒の成長 いじめを行ってきた児童生徒が、心から反省して、同様の行為に陥らないことを決意し、人間として成長して生活していることを確認すること。いじめをうけていた児童生徒も、同様に成長して、毎日を安心して、前向きに生活していることを日々確認できること ○ いじめ構造の解消 いじめは、被害者←加害者・実行者・共感者・見て見ぬふり層などの構造の中で行われる場合があり、いじめる側の子どもたちも、実は苦痛を感じている場合が見られる。この構造が児童生徒一人一人の成長によって解消されていることを確認できること。	参考	同上(No.84と同じ)
94	3	3	いじめている側が悪い、と大人が注意・叱る・謝罪させることができなければ「いじめを許さない」と掲げられないと思う。いじめが起きている事実、大人がきちんと立ち向かい、守ってやらなければ、子どもは安心して話さない。	参考	いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導していきます。 いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援等を行うにあたっての参考とさせていただきます。
95	3	3	いじめがなくなるのは、いじめている人がいるからだ。いじめている側に自覚がない、おごりがある、親が認めない等、いろいろ理由があるのかもしれないが、そのままでは、いつまでたってもいじめの被害側は守られない。	参考	同上(No.94と同じ)
96	3	3	教職員の孤立や抱え込みの防止はいじめ防止対策推進の第一歩なので、「3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化」に以下を加えたらどうか。 (1) 基本姿勢 学校は、いじめが担任等個々の教職員が取り組むべき問題ではなく全教職員が連帯して取り組むべき問題であるとの姿勢で、いじめに対応するものとする。 管理職は、いじめをはじめとする諸問題を個々の教職員が抱え込むことなく明らかにすることができるよう教職員間の連帯感の醸成に留意するものとし、いじめ等問題の発生に際し特定の教職員の責めに帰する姿勢をとってはならない。	参考	いただいたご意見は、今後の学校運営にあたっての参考とさせていただきます。
97	3	3	学校におけるいじめ防止等に関する取組について、具体的な内容が明確に示されたことについて、とても意味があると思う。 しかし、学校の現場で、日々大変な量の仕事を背負う教職員への時間的、心的余裕への配慮がなくては、いじめ防止について、いくら具体的な施策をしても、実際に機能しないのではないか。	参考	いただいたご意見は、教職員の多忙や負担を軽減し、教職員が子どもとしっかり向き合う環境を整えていく上での参考とさせていただきます。
98	3	3	加害児童生徒への対応のみならず、既に出てしまっている情報への対応も必要と思われる。「インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応(削除手続援助を含む。)に努める。」に修正したらどうか。	参考	いただいたご意見は、今後の事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。
99	3	3	遅くとも情報共有がなされた後には、被害児童生徒の保護者への連絡は行うべきと考える。 「学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や保護者への連絡、ケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。」と修正したらどうか。	参考	保護者への連絡は、対応方針の決定の中に含まれます。 いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援等の参考とさせていただきます。
100	3	3	いじめの解消について、目安が明らかにされている点がよいと思う。	参考	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、いじめ防止に取り組んでまいります。
101	3	3	いじめの解消は3か月いじめに係る行為が止んだいることと、心身の苦痛を感じていないことの二つの要件が満たされている必要があると書いてあるが、いじめによる心身の苦痛は時がたっても癒されることはない。繰り返される苦痛で児童生徒は悩んでいる。二つが同時に満たされことはなかなか難しい。 条件をアンドではなくオアのほうがよいのではないか。3か月いじめの事実がないのならば解決。時間に関係なく新たな苦痛が生じていない状態ならば解決、としたほうが現実的では。	参考	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
102	3	3	全ての児童にかかわることであるが、特に配慮が必要な児童について具体的に示されているのがよいと感じた。	参考	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、いじめ防止に取り組んでまいります。

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
103	3	3	特に配慮が必要な児童生徒の記述は、逆に差別につながるのではないかと懸念される。	参考	いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援等の参考とさせていただきます。
104	3	3	「学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、」とあるが、今一つ分かりづらい。「開催する」の方が分かりやすい。	その他	学校いじめ防止対策委員会は校長が開催しますが、いじめの情報を得た教職員が、学校いじめ防止対策委員会に「報告・相談」することで、学校の組織的な対応につなげていきます。
105	3	3	加害者に対する措置も記載されているのか。	その他	第3章3(3)いじめに対する措置の中で、「いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する」と記載しています。
106	3	6	地区懇談会や学校運営協議会では、いじめに関するテーマはなく、問題として取り上げていないのが現実だ。青少年指導員や学校運営協議会はどのようなことをしたら良いのか。	その他	学校運営協議会等を活用して、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進します。子どもの健全育成に関わる諸機関には、第1章4「市民、事業者、関係機関」に記載している通り、相互に連携していじめの未然防止の取組に力を発揮していただきたいと考えます。
107	4	1	市と利害関係を有する者ではない者を任命するには、各専門家団体に推薦を求めるべきです。「教育委員会が調査主体となる場合は、「横浜市いじめ問題専門委員会」を開催し、これが調査に当たる。」に続けて、「専門的知識を有する第三者委員については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の推薦を各専門家団体に求めるものとする等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。」と追記すべき。	反映	いじめ問題専門委員会の公平性・中立性については、「第2章2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置」に記載していますが、ご意見の趣旨を踏まえ、文章を追加しました。
108	4	1	1-(8)-ア 加害児童生徒の保護者にも情報を提供することが再発防止になるのではないのか。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文章を追加しました。
109	4	1	学校内外に問わずいじめ問題が重大化する時、必ずといって良いほど情報秘匿が伴っている。学校及び調査を行う組織の情報秘匿が成されないようにしてほしい。「いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供」の文言に違和感がある。「適切な」という記述では、何をもちって適切なのか判断出来ない。調査過程で得られた事実や情報の記録を原則全て提供するように変更した方が良いと思う。	参考	情報提供に際しては、国のガイドライン等に基づき、個人情報保護条例等に照らして、非開示とする部分を除いた部分を適切に整理して行います。
110	4	1	第三者委員会の結論が、被害保護者やマスコミ等の意にそぐわないからと第三者委員会を否定する動きが心配だ。あくまで第三者委員会は客観的に公正公平に判断しているはず。そこが覆るのであれば「第三者」そのものの意味がない。委員のなり手もいなくなることも心配だ。また、学校主体の調査も、いくら力を尽くしても同じことになるのであれば、児童生徒・保護者の信頼は失われ、職員の疲弊につながる。	参考	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
111	4	1	相当の期間(30日を目安)とあったが、児童生徒が病気でもなく1週間以上でも休みが続けば、少なくとも異常と捉えるのが普通感覚のようになる。学年を絞ってでも、クラス全員を一对一で話を聞く時間を設けるとか、高齢者が持つ救急安心カードのようなものを事前に十分説明した上で各児童生徒に渡し、話の窓を広げておく。カードを学年別の色分けにして目安箱に投入できるようにし、投入があった場合は、その学年全体を対象にクラス別で児童生徒でいじめ対応の話合いをしてはどうか。	参考	ここで言う「相当の期間」はいじめ重大事態の調査を実施する目安であり、休みが複数日続くときは、学校が家庭訪問等により状況を確認することになっています。いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援等を行うにあたっての参考とさせていただきます。
112	4	1	「相当の期間」を「年間30日を目安としている。」とあるが、日数だけではなく個々のケース～とただし書きがあることもふまえて、連続日数も大事な目安になるのではないのか？	その他	連続日数も大事な目安になります。
113	4	1	「公表に関するガイドライン」を策定するそうだが、いつ頃策定されるのか。またそれはいじめ問題連絡協議会等で公表・説明されるのか。	その他	「公表に関するガイドライン」は、年内の策定を目指し、現在、いじめ問題専門委員会において検討を行っています。策定後は、公表するとともに、関係部署や関係機関等へ説明を行っていく予定です。

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
114	4	1	いじめ自殺の多くは、危険の兆候がありながら重大事態の報告がなされず、また、情報の共有がされず、見逃された結果起きている。 こうしたことから、学校や教委の公平性・中立性が疑われることなく遺族への配慮など適切な調査が行われるよう、被害者側に手順や状況など説明し、理解を得ながら対応することが望ましいと思うが、同様の問題が横浜市で起きた場合は、横浜市教委はどのように対応されるのか。	その他	国のガイドライン等に基づき、被害者側に適宜説明をしながら調査を進めていきます。
115	4	1	横浜市の条例に基づき設置する「いじめ問題対策連絡協議会」が、調査の主体となり取り組むべきである。 教育委員会の位置づけを見直して、機能的・効果的な防止活動を行うため、横浜市が組織の主導を握って活動する。 重大事態が発生報告や調査結果の報告について、教育委員会ではなくいじめ問題対策連絡協議会に報告し、連絡協議会から市長に報告すべき。 再調査は、いじめ問題対策連絡協議会が行うべき。	その他	法は、重大事態の調査は、学校の設置者(教育委員会)又は学校の下に組織を設けて実施すること(第28条第1項)、重大事態の発生報告は教育委員会を通じて市長に報告しなければならないこと(第30条第1項)を規定しています。 「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」は、法第14条に第1項に基づく、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るための組織として設置しています。
116	4	1	学校は教育するところ、児童生徒を育てていくところであり、調査したり、裁いたりする場所ではない。	その他	法第28条のいじめ重大事態の調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図るために行うものです。
117	4	2	市と利害関係を有する者ではない者を任命するには、各専門家団体に推薦を求めるべき。 「委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の推薦を各専門家団体に求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。」と修正してはどうか。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文章を修正しました。
118	4	2	再調査は市長にしか権利が認められていないと読みとれるが、保護者が希望する場合についても再調査をすべき。 保護者が調査結果に納得がいかない場合、再調査を要求する権利は当然あってしかるべき。	参考	法第30条により、再調査は市長の判断となっています。 市長は、学校又は学校の設置者(教育委員会)による重大事態の調査が不十分である可能性がある場合、再調査の判断を検討することになります。
119	全体		何度も「加害者」という書き方をしているが、ある事案で「加害者」と言われた児童生徒が、そもそもは被害者であったというケースもあり、固定観念につながる危険を感じる。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、被害者を「いじめを受けた児童生徒」、加害者を「いじめを行った児童生徒」に修正しました。
120	全体		「子供」という表記をしているが、教育の分野では「子ども」という表記を使っていたと思う。	反映	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文言を修正しました。
121	全体		昔からいじめはあるが、いじめの質等が変化してきている。いじめる子もいじめられる子も互いに考え方や行動等も様々で、仲間や家族間の交流で良い方向、悪い方向に進んでしまう。生活にゆとりがなく、思いやりがなくなってきた淋しい。	参考	いただいたご意見は、今後の研修や児童生徒指導・支援等の参考とさせていただきます。
122	全体		いじめ対策は、ただ一つ「こころの目」を持つこと。人間の心中は、心でしか見ることはできない。 「こころの目」を育む手法を、学校教育の場でもぜひ取り入れて行って頂きたいと思う。	参考	同上(No.121と同じ)
123	全体		現場教師、校長などの学校、教育委員会の「いじめは犯罪になる」という認識がなさすぎると思う。 被害者の立場に立ち犯罪性がないかを疑い、よく調べること。双方の言い分を十分に聞くこと。状況により正しく指導を続けること。	参考	同上(No.121と同じ)
124	全体		本当の姿は、一方の言い分だけでは絶対にわからない。児童生徒の人間関係の状況をいかに多面的に知るかがいじめ防止の鍵。教員が大人しい児童生徒ともよくからんでいると、児童生徒が安心して生活できる。	参考	同上(No.121と同じ)
125	全体		いじめ防止というのは、さほど難しくはないと思う。授業で、いじめに対して、クラスみんなで考えさせるとよい。 みんなでいじめは許さないという意識を持つことが大切。	参考	同上(No.121と同じ)

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
126	全体		「いじめ」が発生するのには、「いじめ」が生まれてもおかしくない環境があると思う。 校内での「いじめ」では、子どもたちが悪いことを悪いと言える、そしてそれが正論としてまかりとおる学校を教職員がつくって行かなければならない。環境をつくっていくことが教職員の仕事だと思う。	参考	同上(No.121と同じ)
127	全体		お互いに認め合える、人の喜びを自分の喜びとできる、安心してしてありのままの自分で生活できる集団になったら意地悪な気持ちや批判する気持ちは起こらないと思う。	参考	同上(No.121と同じ)
128	全体		表面だけの仲良しではなく、互いに尊重し合える集団になったらよい。 いじめによって健全な心で生きることができなくなり、大人になっても他の人を信じられず、その人の可能性を閉ざしてしまう人がいる。心穏やかな生活が送れるように基本的な生活習慣を整えることも大切であると思う。	参考	同上(No.121と同じ)
129	全体		被害児童、加害児童にとどまらず、動揺、不安は学級全体に広がるため、周囲の児童に対する配慮にも言及すべきである。	参考	同上(No.121と同じ)
130	全体		学校は、未来や将来に向かって何をしたいのか、可能性の広がりを増やしながら過ごすことができる場所。クラスの中で相談できる相手がいなくても、学校内でもクラスとは違う環境もあり、学校以外の環境もある。 いじめられている子に将来や未来への広がりや現時点での他の環境に向けての意識のシフト等を教え諭してほしい。	参考	同上(No.121と同じ)
131	全体		「重大事態」に発展する前に、先生が子どもたちに寄り添って、子どもたち自身で解決していけるような対応が当たり前になれる環境にあるか。 先生たちの指導が、「問題を起こさない」「すぐに解決させる」という事に縛られ、子どもたちの問題行動の深層に迫る余裕がないように思う。	参考	同上(No.121と同じ)
132	全体		子ども期には、悪さをしてでも生きようとする子ども期特有の行動があり、それをステップにしてさらに新しい自分を見つけるもの。そうした子ども期の問題を子どもたち自身で話し合い、解決できるように指導するには、この方針だけでは不十分だ。 今の学習指導要領の対応では、ますます子どもたちの生活が窮屈になり、自分の悩みや友達のことを先生に話す余裕がなく、先生も、子どもの声に耳を傾けていく姿勢ができていない。	参考	同上(No.121と同じ)
133	全体		子どもを指導する側にいる人たちは、子どもたちの内面の様子をつかめないでいるのではないか。子どもたちの社会的要因、学校的要因のどこにどのような関係があるのか。 被害者はもちろん、加害者にも最後まで安心できる心の対応が必要だ。	参考	同上(No.121と同じ)
134	全体		この基本方針をしっかりと行っていくと同時に、子どもたちが話し合う機会をもっと多くし、支援もし、子どもたちを成長させていく必要もあると思う。	参考	同上(No.121と同じ)
135	全体		子どもがいつでも自分の抱えている不安等を訴えやすい環境を整えておくことが大切だ。 自分がされて嫌なことは他人にしないことを徹底することが未然防止につながる。日々子どもの表情や行動をよく見て声をかけたり話を聞いたりして見守っていく必要がある。	参考	同上(No.121と同じ)
136	全体		いじめは起きるものであるという認識をもち、起きたときにどう対処するかが重要だと思う。誰でもいじめられる側になる可能性はあり、いじめられる方が悪いという考えをなくしていかなければならない。	参考	同上(No.121と同じ)
137	全体		いじめは大人の目につかない場所や時間に行われていたり、いじめられている事実を誰かに伝えられないでいたり、なかなか早期発見が難しい。未然防止として、児童生徒自らいじめについて考える力を培うことはとても大切である。	参考	同上(No.121と同じ)
138	全体		いじめは背景が複雑だと思うが、まず校長が全校児童生徒の前で「いじめは絶対に何があってもいけないことだ」と伝えるべき。それを最初に徹底して伝えている上での対策だと思う。	参考	いただいたご意見は、校長のリーダーシップの下、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを進める上での参考とさせていただきます。

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
139	全体		いじめの報告は些細なことでも担任から校長への報告義務を与え、校長、教頭が積極的に観察、指導する責任を負ってほしい。教育委員会にも報告し、その後の報告連絡を確認すべき。 いじめによる自殺や不登校を防ぐことが、当事者だけでなく、学校、全ての児童生徒等にとって大切なことなのだと、いじめられている子どもにも無限の可能性があり、宝物なのだという当たり前の認識を、学校教師に徹底指導してほしい。	参考	同上(No.138と同じ)
140	全体		いじめは子ども同士とは限らない。教員(大人)にも、いじめの要素がある態度をとる者がいた場合を考え、学校内での大人から子どもへのいじめにも触れてはどうか。	参考	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。 なお、いじめ防止基本方針は、法第2条のいじめの定義に基づき、児童生徒間におけるいじめを対象としています。
141	全体		教職員の指導によっては、教職員が子どもへレッテルを貼っていることもある。	参考	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
142	全体		教職員が加害者や被害者の場合についての対策がない。教職員の異動や退職で終わらせてほしくない。	参考	同上(No.141と同じ)
143	全体		教職員の日常の言動がいじめにつながることもある。クラスづくり、クラス運営をする上でいつも緊張して意識していかなければならない。 「いじめ防止基本方針」がいじめ防止につながるとは思わないが、困っている子や周りの子、親が声を上げやすい、あげてもよい環境を作ることが大切だと思う。みんなの意識改革のための冊子になるとよい。	参考	同上(No.141と同じ)
144	全体		先生から児童生徒へのいじめも多数報道されているのを見ると、学校側の正確な報告も必要である。	参考	同上(No.141と同じ)
145	全体		学校と家庭と地域が、普段からコミュニケーションを取り、いじめが大きくなる前に未然防止の対応をしていくのが一番望ましい。地域の目を増やし、親や学校が気づきにくい学校外で行われるいじめを報告してもらう仕組みがあると良い。	参考	いただいたご意見は、子どもの成長を社会全体で支える体制づくりを進める上での参考とさせていただきます。
146	全体		子どもを見る眼を増やしてほしいと思う。学校は一生懸命やっているのに「やっていない」と言われれば、学校は何もできない。	参考	同上(No.145と同じ)
147	全体		いじめの問題を社会全体の問題として捉え、人々みんながそれぞれの立場で考える必要があると感じる。教育現場がしっかりしていかなければいけないのは、当然のことではあるが、教育現場だけに問題を背負わせるのではなく、一人一人ができることをやっていき、将来のある子どもたちを大切に育てていく必要があると思う。	参考	同上(No.145と同じ)
148	全体		教職員が子どものサインに気づける時間と心のゆとりがもてる仕組みづくりを望む。	参考	いただいたご意見は、教職員の多忙や負担を軽減し、教職員が子どもとしっかり向き合う環境を整えていく上での参考とさせていただきます。
149	全体		基本方針を読んでも、結局は現場の教職員の仕事をさらに増やしているようにしか受け取れない。組織をつくる前に、人員を増やし、実際に子どもたちに接している現場の先生方の環境をよくする内容にしていきたい。	参考	同上(No.148と同じ)
150	全体		学校の先生の多忙化で、子どもや保護者とコミュニケーションをとる時間が不足していると思う。大幅な増員をしてほしい。	参考	同上(No.148と同じ)
151	全体		子どもたちと向き合うための時間を確保できるよう配慮してほしい。先生たちが多忙すぎる。	参考	同上(No.148と同じ)

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
152	全体		教職員の人数を増やすか、日常的に巡回できるようなスタッフを常駐させるなど対策を取ってほしい。どの学校にもいじめは起こり得る。	参考	同上(No.148と同じ)
153	全体		いじめの解決に取り組むのは良いが、教員の多忙化も大きく言われており、部活動のあり方等についても変えていく必要があるのではないかと。	参考	同上(No.148と同じ)
154	全体		小3～中3の各クラスの児童・生徒数を減らし、子どもにも大人にもゆとりをもたせるようにすべき。	参考	いただいたご意見は、今後の学級編成にあたっての参考とさせていただきます。
155	全体		授業数を減らして、違った意見を出し合って学習する余裕ある教育をさせる。人は違いがあること、違いがあるからこそ理解し合い、成長できることを学び取らせるようにさせる。そうしたことがいじめをなくす一歩となる。	参考	いただいたご意見は、今後の事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。
156	全体		親子が安心して相談でき、学校にも意見を述べるができる仲裁機能のある機関があれば、いじめ問題が少しはなくなると思う。	参考	いただいたご意見は、相談体制の整備にあたっての参考とさせていただきます。
157	全体		全般的に、実際に事案を扱う現場の教職員に対するケアが少ないのが気になる。 起こった後の対処については、組織的に取り組む体制がかなり固められていると思うが、その前段階での判断、対応は全て現場の職員に委ねられる。 現場の教職員は日頃から多忙のため、結果として後手に回ってしまいトラブルが大きくなる。 日常的な業務の分散、軽減に加え、専門機関など外部からの人員配置の増設など、現場の職員が対応に当たりやすくなる仕組みづくりについても深く考慮、言及すべきである。 例えば、スクールカウンセラーが来校しているが、週に数回、数時間という短い時間でしかないため、早期に対応するのは不可能に近い。	参考	いただいたご意見は、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実等、教職員の負担軽減に向けた取組を進める上での参考とさせていただきます。
158	全体		「いじめをいかに防止するか」にどのように取り組むか注目する。 改定原案に書かれている内容は、もっともな事だと感じるが、「防止する」ために何をするか、何をしなければならぬのか等について、理解されるかどうかは分からない。 いじめ防止対策のひとつとして、「いじめ防止のDVD教育」を活用するのはどうか。	参考	いただいたご意見は、今後の事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。
159	全体		「心身の苦痛を感じているもの」という定義から、広い範囲でいじめを含んでいることが分かる。そのことがいじめを大きな、深刻な問題と捉えるきっかけになればよい。 時代の変遷に応じて、今ではSNSに対応できるような術があればと思うが、そういった強力な協力機関が今後必要になってくる。	参考	同上(No.158と同じ)
160	全体		改定内容について、全職員が理解し、取り組む必要があると思う。	参考	改定内容についてしっかりと周知し、取り組んでいきます。
161	全体		文書(章)だけでなく、フロー図などがあるとわかりやすく、理解しやすいのではないかと。	参考	いただいたご意見は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。
162	全体		子どもや保護者のSOSをしっかりと拾えるよう、施策の周知をしっかりとしてもらいたい。	参考	いじめ防止基本方針や相談窓口などの周知をしっかりと行っていきます。
163	全体		全ての教員と全ての教育委員会の人間が子どもの人権について本当に理解し、敬意を持てるようになれば、学校内で起こるほとんどの問題はなくなる。 まずは自分たちの非を認め、改めるところから出発してほしい。 子どもは大人の鏡。日々の学校運営をまともなものにしてほしい。	参考	いただいたご意見を踏まえ、しっかりといじめ防止に取り組んでまいります。
164	全体		今までのものと比べて、だいぶいじめを受けている児童、生徒の気持ちに寄り添って全力でいじめをなくしていこうという気概を感じられるものとなっていると思う。 今後はこの基本方針に沿っていじめをなくす社会になるよう切に願っている。	参考	同上(No.163と同じ)
165	全体		「横浜市いじめ防止基本方針」について反対することはないが、教育委員会が会議室で考えても解決しないと思う。 まずは学校教職員を増員することが「いじめ防止」をはじめ、様々な問題の解決にも必要だと思う。	参考	同上(No.163と同じ)

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
166	全体		この方針をきっかけに、全ての子が安心して過ごせる学校づくりにつながればよいと思う。	参考	同上(No.163と同じ)
167	全体		まずは、いじめを事前に防ぐための環境づくりや日々の組織を大切にしていかなければと思う。	参考	同上(No.163と同じ)
168	全体		全体として、いじめ防止というよりは、いじめ対応の記載が多く、具体的な予防策がないように感じる。方針の中に子どもの姿が見えないことが気になり。もっと目線を下げて、子どもの意見を十分に聞いたほうがいいのか。	参考	同上(No.163と同じ)
169	全体		全体として、いじめが発生した時の対処に重きが置かれることも理解できるが、学校への働きかけとして、又は専門家の活用としては、「未然に防ぐ」ということに重きをおいたものであってほしい。	参考	同上(No.163と同じ)
170	全体		基本方針の内容が、いかに実践されるかが問題である。 実践に当たっては、市長は、この基本方針を真摯に理解し、子どもを尊重し、実践できる教育長・教育委員を任命してほしい。 学校・教師は、基本的人権が尊重され、どの子ども大切にされる授業を行ってほしい。 教育委員会は、教師の数を大幅に増員し、教師の多忙化を解消してほしい。	参考	同上(No.163と同じ)
171	全体		「基本方針」などと定義付けなければ、横浜市は対応できないのか。定義付けなくても「いじめられたら助ける」「いじめない」教育をさせるべき。	参考	同上(No.163と同じ)
172	全体		いじめが起らないことが一番いいが、起こり得るとする考えのもと、具体的対応を明確にしておくのはいいことだ。	参考	同上(No.163と同じ)
173	全体		いじめに対する認識が大きく変わってきている。いじめを取り巻く児童・生徒を守っていく必要がある。	参考	同上(No.163と同じ)
174	全体		基本方針の改定よりも、具体的にどのような取組を具体的に進めていくかが重要だ。	参考	同上(No.163と同じ)
175	はじめに		「はじめに」の欄に、この基本方針の改定を行うことになった事件の経緯と反省を正直に記述し、今後、時間が経っても忘れて、また同じようなことが発生することがないように全員で務めるよう誓う必要がある。	反映	過去のいじめ重大事態に対する対応への反省を踏まえ、新たな決意でいじめ防止の取組を進めていくことを記載します。
176	その他		法律や方針を持ち出さなくても、継続してこどもの様子を把握できれば、いじめの芽は育たないと思う。	参考	子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できるような社会の実現を目指して、取組を推進しています。
177	その他		休み時間など、足早に職員室に戻ってしまう先生が多く、教室や廊下が無法地帯となっている中学校があるようだ。 学校によってはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーよりも、スクールポリスを導入して、秩序を保つことが有効だと思う。	参考	いただいたご意見は、今後の事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。
178	その他		いじめは根が残るので、傷ついた子が望むのならばスムーズに転校できるシステムがあればよいと思う。	参考	いじめへの対処とともに、子どもの状況に合わせた支援を行います。
179	その他		開かれた教育委員会を作るため、学校が作成し、教育委員会に提出する報告書は、いじめにあった保護者に開示し、了解を得て提出するようにする。教育委員会と学校が話すときには、保護者も入れて話し合いをする。学校の対応に不満があり、教育委員会に連絡した時には、教育委員会が責任を持って対応すべき。	参考	学校教育事務所は、保護者と学校の間での解決が困難となるときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援していきます[第2章3(2)ア(エ)]。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

No.	章	項	いただいたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
180	その他		情報の共有がなされず重大な結果を招いた場合は、教職員の懲戒処分は考えているのか。 また、このことについて、基本方針には盛り込むことを考えているのか。	その他	懲戒処分をあらかじめ明記することは、教職員の萎縮につながりかねないため、基本方針には盛り込みません。具体的な事案によっては、処分はあり得ると考えます。
181	その他		子どもの安全を図り、豊かな環境を構築することは、教育行政において最も重要な施策である。 学校現場の危険な箇所(校舎・教具・遊具・その他の学校設備)を再点検すべき。	参考	いただいたご意見は、安全で安心な教育環境の整備の参考とさせていただきます。
182	その他		特に問題ありません。	その他	今後とも、いじめ防止にしっかりと取り組んでいきます。

32	反映
129	参考
21	その他



横浜市いじめ防止基本方針

【案】

平成 25 年 12 月

(平成 29 年 10 月改定)

横浜市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

横浜市は、平成 25 年 12 月に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という。）第 12 条に則り、「横浜市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の取組を全市で進めてきました。

しかし、東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転入してきた児童への深刻ないじめが発生し、教育委員会や学校が適切な対応をとらないまま、いじめ重大事態の調査開始まで 1 年 7 か月もの期間が過ぎ、当該児童・保護者の苦痛を長引かせてしまいました。

このことを深く反省し、新たな決意でいじめ防止の取組を進めるため、「横浜市いじめ防止基本方針」を改定しました。

改定にあたっては、

- 1 「横浜市いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」
(平成 29 年 3 月 31 日)
- 2 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成 29 年 3 月 14 日）
- 3 市民意見募集（平成 29 年 6 月～7 月）で寄せられたご意見

を反映あるいは参酌して、見直しを行いました。

改定によって、基本方針の記載内容はより詳しくなりましたが、基本的な理念や方針、施策の枠組みは変わっていません。

いじめの早期発見、事案対処には、「学校や教育委員会の組織的対応」、「関係機関の連携」が大変重要であり、未然防止の取組には、「保護者や地域の協力」が必要です。このことを改めて確認し、「いじめを絶対に許さない」意識を皆で共有し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指します。

平成 29 年 10 月

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1～4

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的
- 4 いじめ防止に向けた方針

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策・・・・・・・・・・ 5～9

- 1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置
- 3 教育委員会の取組
 - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめの対応に関すること
 - ア いじめに対する措置
 - イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応
 - (3) 学校評価、学校運営改善の実施
 - ア 学校評価、教員評価の留意点
 - イ 学校運営改善の支援
- 4 市長部局の取組
- 5 いじめ防止対策の点検・見直し

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・ 10～15

- 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方
 - (1) 策定意義
 - (2) 内容
 - (3) その他

2 学校の組織づくり

- (1) 未然防止
- (2) 早期発見・事案対処
- (3) 取組の検証

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

- (1) いじめの防止
- (2) 早期発見
- (3) いじめに対する措置
- (4) いじめの解消
- (5) 特に配慮が必要な児童生徒
- (6) 学校運営協議会等の活用

第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16～20

1 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態の判断
- (3) 重大事態の報告
- (4) 調査の趣旨及び調査主体
- (5) 調査を行うための組織
- (6) 事実関係を明確にするための調査の実施
- (7) その他留意事項
- (8) 調査結果の提供及び報告
 - ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
 - イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明
 - ウ 調査結果の報告

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査を行う機関の設置
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

法は、いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する可能性があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する可能性があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての 子ども は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子ども が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子ども は、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所

等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市いじめ防止基本方針は、上記の基本理念の下、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、横浜市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、横浜市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

市として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

《案》

- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子ども が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子ども が主体となっていじめのない 子ども 社会を形成するという意識を育むため、子ども が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの 子ども にも起こり 得る ことを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている 子ども を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

保護者として

- (1) どの 子ども も、いじめ を行う側 にも いじめを受ける側 にもなり 得る ことを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等 周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子ども のいじめを防止するために、学校や地域の人々など 子ども を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (3) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

子どもとして

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、学校の教職員や保護者等 周囲の 大人 に積極的に相談することなどに努める。

市民、事業者、関係機関

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、横浜市の 子ども が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子ども の成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 市民等は、地域行事等で 子ども が主体性を持って参加できるよう配慮する。
- (4) 子ども の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子ども が健やかに成長することを願い、相互に連携し て、いじめのない社会を目指す。

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

市は、横浜市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

- 児童生徒の健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- 区役所や警察、児童相談所、療育センター等、関係機関と連携し、それぞれの権限や制度等を活用した解決や対応
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士など、専門家の積極的な活用を進め、各機関の専門職とチームアプローチを実施
- 教職員の資質の向上
- 保護者等を対象とした啓発活動
- インターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに 児童生徒等への啓発
- いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- 学校と家庭、地域が 連携・協働して、いじめに 対応する体制の構築
- 就学前のガイダンスや幼保小連携事業等の活用

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例により、横浜市立学校、教育委員会事務局、横浜市が設置する児童相談所、横浜地方法務局、神奈川県警察、その他の関係者により構成される、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置

横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、「横浜市いじめ問題専門委員会」を設置する。

当該 委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験

を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組を進める。

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制を整備し、利用を促す。また、スクールソーシャルワーカーが対応するいじめの申立窓口（「学校生活あんしんダイヤル」）を設置し、いじめ110番の電話相談等との連携を強化する。

申立窓口において、児童生徒や保護者からいじめに関する情報を聴取した際には、その情報を学校と共有していじめに対処できるよう、児童生徒・保護者の同意を得るよう努める。
なお、生命に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに学校と情報を共有して対処する。

カ 区役所の「子ども・家庭支援相談」等、学校外の相談窓口を効果的に活用するとともに、保護者に対し、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介する。

キ 児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。

ク 校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運用を行う。

ケ インターネット上のいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者がインターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- (ア) 法第 23 条第 2 項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- (イ) いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、専門スタッフの配置など、チームで対応できる体制を整備し、仕組みを構築する。
- (ウ) 組織的な判断・対応を確実に行えるよう、緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスで対応方針を決定するなどのルールを明確にする。また、実践を通じた人材育成に取り組む。
- (エ) 学校教育事務所は、「保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底する。
- (オ) 緊急対応チームを配置し、いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応する。
- (カ) 学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受けられる体制を整える。また、事案の内容によって、医師や心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する。
- (キ) 区役所や児童相談所、療育センターなど関係機関との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る。

イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

- (ア) いじめが起きた場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて、発達段階に応じた適切な児童生徒指導を徹底し、継続的に指導及び支援する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- (イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが 必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察 への通報が必要なもの もある。これらについては、学校での適切な指導・支援や いじめを受けた児童生徒の意向への配慮の下、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

(ア) 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、組織的な取組ができているかという視点から、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する よう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

(イ) 教員評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめの問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組に努めているかという視点で行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。また、教員の萎縮につながらないように、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

(ア) 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化等、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(イ) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会や学校と地域との懇談会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

4 市長部局の取組

市長部局は、教育委員会と連携して、横浜市人権施策基本指針及び横浜市いじめ防止基本方針等に基づき、いじめの防止、解決 及び啓発 に取り組む。

(1) 区役所や児童相談所は、教育委員会との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る。

(2) 区役所の「子ども・家庭支援相談」等の 子育てや教育に関する 相談窓口 が複数あることなど、横浜市全体で 子ども を守り育てていく体制があることを紹介する。

(3) 区役所は、地域が行う地区懇談会等の場で、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを教育委員会と連携して推進する。

(4) 子どもの人格と人権を尊重する社会意識の醸成を図るため、いじめに関する啓発を推進する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、法第22条に基づき、当該学校の複数の教職員を中心に構成される、「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の いじめの防止等のための基本的な方針、横浜市いじめ防止基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

(1) 策定意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながる。
- ウ いじめを行った児童生徒 への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめ を行った児童生徒 への支援につながる。

(2) 内容

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

ア いじめ防止等に向けての基本理念（いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを含む。）

イ 学校いじめ防止対策委員会の組織と運営、活動内容

ウ 年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画の策定

エ 学校・地域の実情を踏まえた 具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）の策定

- オ 早期発見・事案対処を実施するためのマニュアル（アンケート調査、個人面談・保護者面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法など）
- カ 校内研修計画
- キ 学校いじめ防止基本方針のチェック（PDCAサイクル）

（３）その他

- ア 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域住民、関係機関等の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- イ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。
- ウ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公表し、入学時・各年度の はじめ には、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

２ 学校の組織づくり

学校は、当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭に加え、学級担任や教科担任等の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的開催する。「学校いじめ防止対策委員会」は、「企画会議」や「児童指導部会」「生徒指導部会」等、既存の組織とは兼ねず、別に置く。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の参加を求めることもできる。

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。具体的には、次に挙げる役割が想定される。

（１）未然防止

- ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する役割

（２）早期発見・事案対処

- ア いじめの相談・通報の窓口としての役割
- イ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

（3）取組の検証

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

（1）いじめの防止

いじめはどの 子ども にも起こり 得る という事実を踏まえ、学校は、いじめの未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば、人権教育や道徳教育の年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組 や子どもへの指導の 計画等を具体的に盛り込む。加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム (※)」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」…暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめ やその兆候 を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的 に取り組む。

また、学校は、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童生徒から いじめ の相談 があったとき は、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。児童生徒がいじめを受けていても、アンケートで「いじめられている」旨の回答をしない場合があることに留意する。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。いじめを受けた 児童生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた 児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

いじめを行った 児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた児童生徒の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応していく。

(4) いじめの解消

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点から いじめを受けた児童生徒・いじめを行った 児童生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた 児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った 児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた 児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた 児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた 児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた 児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで いじめを受けた 児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ を受けた 児童生徒及び いじめを行った 児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 特に配慮が必要な児童生徒

いじめは、どの子どもにも起こり得る可能性があり、下記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

イ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

エ 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

※いじめ重大事態調査の手法等については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

（1）重大事態の意味

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき（法第28条第1項附帯決議）。

「いじめにより」とは、法第28条第1項各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、アの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イの「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校・教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（2）重大事態の判断

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で

速やかに開始しなければならない。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

（３）重大事態の報告

上記（２）により重大事態（「疑い」を含む。）に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

（４）調査の趣旨及び調査主体

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定し得る。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第 28 条第 1 項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。）。

（５）調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、原則として学校いじめ防止対策委員会に弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。

教育委員会が調査主体となる場合は、「横浜市いじめ問題専門委員会」を開催し、これが調査に当たる。

なお、「横浜市いじめ問題専門委員会」の委員選定にあたっては、各専門家団体に推薦を求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(7) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会・学校は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

(8) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。また、「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。

イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明

学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明し、個別に指導する。

説明に際しては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ウ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(8)－ウの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により横浜市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の 推薦を各専門家団体に求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

《案》

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

横浜市いじめ防止基本方針策定経過

策定年月 平成 25 年 12 月
一部改訂 平成 26 年 4 月
一部改定 平成 29 年 10 月

【平成 29 年 9 月 19 日現在】